



静岡労働局発表
令和4年8月9日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 横山 仁之
賃金指導官 太田 忠浩
(電話) 054 - 254 - 6315

報道関係者 各位

令和4年度静岡県最低賃金の改正答申について

～31円引き上げ時間額944円に～

令和4年8月9日、静岡地方最低賃金審議会（会長 ^{はた たかし} 畑 隆）は、静岡労働局長（^{いしまる}石丸 哲治）に、静岡県最低賃金を現行の時間額913円から31円引き上げ、時間額944円とする答申を行った。

同審議会では、令和4年7月1日に静岡労働局長から静岡県最低賃金の改正決定について諮問を受け、静岡県最低賃金専門部会を設置し、静岡県内の経済情勢や雇用状況等を踏まえて慎重に審議の上、答申を取りまとめたものである。

今後は、この答申の内容についての異議申出の公示などの諸手続を経て静岡県最低賃金を決定することとなる。答申どおりの決定となると、対前年引上額は31円、引上率は3.4%となり、引上額、引上率ともに、現在の時間額表示のみとなった平成14年度以降最大となる。

平成13年度までは時間額とともに日額も定められていたが、日額については平成14年度以降廃止されている。

【参考：静岡県最低賃金額及び対前年引上率、引上額の推移】

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度 (予定)
最低賃金額	832円	858円	885円	(885円)	913円	944円
対前年引上率	3.1%	3.1%	3.1%	-%	3.2%	3.4%
対前年引上額	25円	26円	27円	-円	28円	31円

注 令和2年度については改正なし

答申の様子（令和4年8月9日 於：静岡県産業経済会館 特別会議室）



畑会長（右）から答申文を受け取る石丸労働局長（左）